

地縁団体規約作成例と作成上の留意事項

規約の例を示すと次のとおりです。ただし、これは一般的な例を示したものに過ぎないので、各地縁団体で規約作成に当たっては、規約例及び留意点を参考としながら各地縁団体の実情に合った定めをすることが必要です。

なお、規約には次に掲げる事項が定められていなければなりません。

- ①目的 ②名称 ③区域 ④主たる事務所の所在地 ⑤構成員の資格に関する事項 ⑥代表者に関する事項 ⑦会議に関する事項 ⑧資産に関する事項

規約例	留意点
<p style="text-align: center;">〇〇自治会規約</p> <p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(名称) 第1条 この会は、〇〇〇自治会という。</p> <p>(区域) 第2条 この会の区域は、湖西市〇〇（〇〇字△△）の全域とする。</p> <p>(事務所) 第3条 この会の事務所は、湖西市〇〇×××番地に置く。</p>	<p>①「規約」でなくても「会則」、「規則」等でも差し支えありません。</p> <p>①「名称は、規約で必ず規定しなければなりません（法第260条の2第3項第2号）。その名称は、現在の名称で結構です。</p> <p>①「区域」は、規約で必ず規定しなければなりません。（法第260条の2第3項第3号）。町、字単位で区域が区切られている場合は、左記のように定めてください。 また、町、字の一部を区域としている場合は、次のように定めてください。 第2条 この会の区域は、湖西市〇〇××番地から×××番地までの区域とする。</p> <p>①事務所の所在地とは、団体について1を限りとして設けられた事務所のことで、その所在地が当該団体の住所となります。 ②事務所の所在地については、会長の住所又は集会施設の所在地とするのが一般的です。 ③具体的な地番で定めることのほか「この会の事務所は、会長の自宅に置く。」という規定も可能。</p>

(目的)

第4条 この会は、第2条に定める区域内の住民が、隣人として精神的な心のふれあいを深め、互いに理解し合い、助け合いながら地域の諸問題についてともに関心を持ち、常に共同して実践活動を行い、住みよい環境づくりと健康で明るい社会生活を築くことを目的として、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の連絡事務に関する事。
- (2) 生活環境の改善及び向上に関する事。
- (3) 住民生活の安全確保に関する事。
- (4) 住民の教育、福祉及び文化の向上に関する事。
- (5) 住民の健康増進に関する事。
- (6) 住民相互の融和と扶助に関する事。
- (7) 地域内の老人、婦人、青年、子供等の団体活動及び住民のグループ活動の育成及び援助に関する事。
- (8) 自治会連合会、地区自治会その他の団体との連絡及び協調に関する事。
- (9) 市役所その他官公署との連絡及び協力に関する事。
- (10) その他目的の達成のために必要な事。

第2章 会員

(会員)

第5条 この会の会員は、第2条に定める区域に住所を有する個人とする。

2 前項に該当しない個人又は団体にあつては、この会の事業を賛助するため、賛助会員となることができる。

3 この会は、正当な理由がない限り、第2条に定める区域に住所を有する個人の加入を拒んではならない。

①この目的の範囲内において団体は権利義務を有することとなるので、活動内容をできるだけ具体的に記載してください。

「構成員の資格に関する事項」として、会員の資格を規定しなければなりません。(法第260条の2第3項第5号)。また、次の2点を定めていなければなりません。

※区域内に住所を有する個人のだれもが会員となることができること。

※正当な理由がない限り、区域内に住所を有する個人の加入を拒んではならないこと。

なお、自治会の会員は、区域内に住所を有する個人に限られていますので、法人・組合等の団体は、第2項のように賛助会員として規定してください。

(会費及び入会金)

第6条 会員及び賛助会員は、総会において別に定める会費及び入会金を納入しなければならない。

(入会)

第7条 この会に入会しようとする者は、会長に届けるものとする。

(退会)

第8条 会員は、退会しようとするときは、会長に届け出なければならない。

2 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとする。

(1) この会の区域内に住所を有しなくなったとき。

(2) 死亡したとき。

(抛出金品の不返還)

第9条 退会した会員が既に納入した会費、入会金及びその他の抛出金品は、返還しない。

第3章 役員

(役員)

第10条 この会に、次の役員を置く。

(1) 会長 1人

(2) 副会長 〇人

(3) 会計 〇人

(4) 監事 〇人

「別に定める」とは、会費規定等を作成することです。会費は会員にとっても団体にとっても重要な事項ですので、規約に金額を定めるか、総会において決するものと規約で定める必要があります。ただし、規約で金額を決めた場合、その変更の都度、規約変更の手続きが必要となりますので、第36条に規定する総会の議決が必要となります。

この規定は、新規に入会を希望する者の入会手続きを定めたものです。書式は入会しようとする者の意思が明確に確認できるものである必要があります。

本人の退会の意思が確認できるものである必要があります。

本人の退会の意思にいかなる制約も加えることはできません。

「代表者に関する事項」は、規約で必ず規定しなければなりません。(法第260条の2第3項第6号)。また、代表者(会長)は、民法第52条の準用により、1人でなければなりません。

なお、部長等を役員としている自治会は、次のように加えて定めてください。

(3) 部長 各部〇人

(4) 会計 〇人

(5) 監事 〇人

(役員を選任)

第 11 条 役員は、総会において、会員の中から選任する。

2 監事は、他の役員と兼ねることができない。

(役員職務)

第 12 条 会長は、この会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した順序により、その職務を代行する。

3 会計は、この会の会計事務を処理する。

4 監事は、次の業務を行う。

(1) この会の財産の状況を監査すること。

(2) 役員業務執行の状況を監査すること。

(3) 財産の状況又は業務の執行について不正の事実を発見したときは、これを役員会及び総会に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要があるときは、役員会及び総会を招集すること。

(役員任期)

第 13 条 役員任期は、〇年とする。ただし、再任を妨げない。

2 役員に欠員を生じたときの後任の役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、引き続き会員である場合に限り、辞任した場合又は任期満了の場合において、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

部長等を役員とした場合は、その職務を規定してください。

顧問及び相談役、また、委員会を置く自治会は、実態に応じて次のように、規定してください。

(顧問及び相談役)

第 条 この会に、顧問及び相談役を置くことができる。

2 顧問及び相談役は、会長が総会の同意を得て委嘱する。

(委員会)

第 条 この会に、第 5 条に規定する事業を円滑に行うため、委員会を置くことができる。

2 委員会の委員は、会長が総会の同意を得て委嘱する。

3 委員会の委員は、特定の業務について、調査研究する。

第4章 会議

(会議の種類)

第14条 この会の会議は、総会及び役員会とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(会議の構成)

第15条 総会は、会員をもって構成する。

2 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

(議決事項)

第16条 総会は、この規約に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算に関すること。
- (2) 事業報告及び収支決算に関すること。
- (3) 重要な契約を締結すること。
- (4) その他この会の運営上特に重要なこと。

2 役員会は、次の事項を議決する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関すること。
- (2) 総会に付議すべき事項に関すること。
- (3) その他この会の運営に必要なこと。

3 第1項に定める事項につき、急施を要するものについては、役員会で議決の上執行することができる。この場合において、会長は、次の総会においてこれを報告し、承認を得なければならない。

(総会)

第17条 通常総会は、毎年1回開催する。

(臨時総会)

第18条 臨時総会は、会長が必要と認めたとき又は会員の5分の1以上若しくは監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

(役員会)

第19条 役員会は、会長が必要と認めたとき又は役

「会議に関する事項」は、規約で必ず規定しなければなりません（法第260条の2第3項第7号）。規定すべき事項は、総会及び役員会の招集方法、議決事項及び議決方法などです。

民法第60条の準用により、通常総会は、少なくとも年1回は開催しなければなりません。

民法第61条の準用により、上記の「会員の5分の1」の割合は、規約により増減できます。また、民法第59条の準用により、監事の職務として臨時総会の招集が可能です。

員の〇分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

(招集)

第20条 総会及び役員会は、会長が招集する。

2 総会及び役員会を招集する場合は、会長は、会員に対し、会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した文書をもって、少なくとも開会日の5日前までに通知しなければならない。ただし、役員会については、会長が緊急に開催する必要があると認めるときは、この限りではない。

(議長)

第21条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選任する。

2 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第22条 会議は、総会においては会員の2分の1以上、役員会においては役員2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第23条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決する。

2 役員会の議事は、役員2分の1以上をもって決する。

3 可否同数のときは、議長がこれを決する。

(会員の表決権)

第24条 会員は、総会において、各々1箇の表決権を有する。

2 次の事項については、前項の規定にかかわらず、会員の表決権は、会員の所属する世帯の会員数分の1とする。

(1) ○○○

(2) ×××

民法第62条の準用により、総会の招集は、少なくとも5日前に行う必要があります。

総会の議長は、必ず会員の中から選出する必要があります。会長は会員の中から選任されているので、「総会の議長は、会長がこれに当たる。」と規定しても差し支えありません。

表決権は、会員1人1票を原則とします。

未成年の表決権の行使にあたっては、民法第5条の規定により法定代理人の同意を要することになります。従って、親権者の同意又は代理により行使することとなります。

この規定は、前項の1人1票の原則の例外として、世帯全体で1票とするものです。

この規定により、世帯単位で表決権を行使する場合でも、各個人の表決権を奪うことはできませんので、世帯の代表者1人に個人の表決権を委任することにより世帯の表決権を行使することとなります。

<p>(書面表決)</p> <p>第 25 条 やむを得ない理由のため会議に出席できない会員及び役員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、第 22 条及び第 23 条の規定の適用については、その会員及び役員は出席したものとみなす。</p> <p>(議事録)</p> <p>第 26 条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。</p> <p>(1) 会議の日時及び場所</p> <p>(2) 構成員の現在数</p> <p>(3) 会議に出席した構成員の数（書面表決者及び表決委任者を含む）</p> <p>(4) 議決事項</p> <p>(5) 議事の経過の概要及びその結果</p> <p>(6) 議事録署名人の選任に関する事項</p> <p>2 議事録には、議長及びその会議において選出された議事録署名人 2 人以上が署名押印をしなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 資産及び会計</p> <p>(資産の構成)</p> <p>第 27 条 この会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。</p> <p>(1) 別に定める財産目録に掲げる資産</p> <p>(2) 会費及び入会金</p>	<p>どの事項がこれに該当するかについては、世帯単位で活動し、意思決定を行うことが沿革的にも実態的にも地域社会において是認され、そのことが合理的であると認められる事項に限られるものでなければなりません。</p> <p>したがって、規約変更、財産処分、解散の議決はこれに該当しません。また、代表者や監事の選任も同項を適用することは、適当とは考えられません。</p> <p>表決権については、民法第 65 条により、各会員等とされており、また、総会に出席できない場合は、書面をもって表決し又は代理人を出すことができるとされています。</p> <p>「資産に関する事項」は、規約で必ず規定しなければなりません。(法第 260 条の 2 第 3 項第 8 号)</p>
---	--

- (3) 寄附金品
 - (4) 事業に伴う収入
 - (5) 資産から生ずる果実
 - (6) その他の収入
- (資産の管理)

第 28 条 この会の資産は、会長が管理し、その管理方法は、役員会の議決により定める。

2 別に定める財産目録に掲げる資産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、総会の議決を経て、これを処分し、又は担保に供することができる。

(経費の支弁)

第 29 条 この会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第 30 条 この会の事業計画及び収支予算は、総会の議決により定める。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び収支決算)

第 31 条 この会の事業報告及び収支決算は、会計年度終了後 3 月以内に財産目録とともに、監事の監査を経て、総会で承認を得なければならない。

(会計年度)

第 32 条 この会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 6 章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第 33 条 この規約は、総会において総会員の 4 分の 3 以上の議決を得、かつ、市長の認可を受けなければ変更することができない。

(解散)

第 34 条 この会は、地方自治法第 260 条の 20 の規定により解散する。

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の

財産目録は、民法第 51 条の準用により、年度終了後 3 か月以内に作成しなければなりません。

民法第 38 条の準用により、規約の変更は、会員の 4 分の 3 以上の同意を得なければなりません。ただし、この数は、規約により変更することが可能です。

地方自治法第 260 条の 20 の規定により、自治会は、破産、認可の取消、総会員の 4 分の 3 以上の同意による総会の決議、会員の欠乏の場合に解散すること

4分の3以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の処分)

第 35 条 この会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の○分の△以上の議決を得て決定する。

第 7 章 雑則

(備付け帳簿及び書類)

第 36 条 この会の事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(委任)

第 37 条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、役員会が別に定める。

附 則

この規約は、△△〇年〇月〇日から施行する。

になります。

解散の決議と同様に重要な決定であることから、解散決議と同様に総会員の4分の3以上の議決を経ることが望ましいと考えられます。営利法人等を帰属権利者とすることは目的に鑑み適当でなく、地方公共団体や当該法人以外の認可地縁団体又は類似の目的をもつ他の公益を目的とする事業を行う法人に帰属させることが適当であると考えられます。

民法第 51 条の準用により、財産目録及び会員名簿は、事務所に備え付けておかなければならない。また、会員名簿は、変更のあるごとに訂正しなければならないとされています。